



佐賀労働局発表
令和4年8月24日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課 長 貞木竜成
副主任地方労働衛生専門官 桑原 務
電話 0952 (32) 7176 (直通)

『第73回 全国労働衛生週間』がスタートします！

期間：令和4年10月1日（土）～7日（金）

[準備期間（9月1日（木）～30日（金））]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で73回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間各事業場においては、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

今年は

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

を全体のスローガンとして、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。[資料1](#)

令和3年の佐賀県内における定期健康診断の有所見率（異常所見のあった者の割合）は61.4%で、全国平均より2.7ポイント高くなっています。[資料2](#)

佐賀労働局（局長 重河真弓）、各労働基準監督署では、全国労働衛生週間の期間及び準備期間中に、

- ・ 各地区において事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催
- ・ 有害物等を使用する事業場に対する監督指導等

を実施するほか、

- ・ 事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- ・ 作業環境管理・作業管理・健康管理（労働衛生3管理）の推進
- ・ 労働者への安全衛生教育の徹底

などの取組を呼びかけることとしています。

【参考】

佐賀県内の各地区で行う事業主説明会（全国労働衛生週間説明会）の開催日程

地区	日時	場所
佐賀	令和4年9月6日(火)13:30～	アバンセ(佐賀市)
鳥栖	令和4年9月13日(火)13:30～	サンメッセ鳥栖(鳥栖市)
唐津	令和4年9月7日(水)13:30～	唐津市文化体育館(唐津市)
武雄	令和4年9月8日(木)13:30～	武雄市文化会館(武雄市)
鹿島	令和4年9月9日(金)13:30～	鹿島市生涯学習センターエイブル(鹿島市)
伊万里・有田	令和4年9月8日(木)13:30～	焱の博記念堂(有田町)

各地区申込・問合せ先

- 佐賀・鳥栖 佐賀労働基準監督署
(電話：0952-38-5411、FAX：0952-32-7157)
- 唐津 唐津労働基準監督署 (申込期限 令和4年8月26日)
(電話：0955-73-2179、FAX：0955-74-6583)
- 武雄・鹿島 武雄労働基準監督署
(電話：0954-22-2165、FAX：0954-22-2168)
- 伊万里・有田 伊万里労働基準監督署
(電話：0955-23-4155、FAX：0955-23-4157)

※ 労働基準協会会員事業場の申込先は、労働基準協会各支部です。

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発生疾病を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルトトルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発生の職業性疾病も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「あなたの健康があってこそ、笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 本週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- エ 転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進
- オ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- カ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- キ 受動喫煙対策に関する事項
- ク 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ケ その他の重点事項

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進
- ケ 職場における感染症に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- キ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

④ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- ア 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- イ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

※詳しくは、厚生労働省のHP
 (報道・広報>報道発表資料>2022年8月>:令和4年度
 「全国労働衛生週間」を10月に実施)
 に掲載されています。

労働者の健康をめぐる状況等

1 定期健康診断有所見率(人数)の推移

別添 1

別添 2

- ① 佐賀県内における定期健康診断の有所見率（健康診断項目のうち何らかの項目について異常所見のあった者《有所見者》の割合）は、令和3年は61.4%と前年より0.3ポイント減少したものの、過去10年間の中では、令和2年度に次いで2番目に高い有所見率となっています。
- ② 佐賀県内における定期健康診断の有所見率は、業種別では建設業が最も高く、次いで運輸交通業が高くなっています。
また、いずれの業種でも、佐賀県の有所見率が全国の有所見率を上回っています。
- ③ 佐賀県内における定期健康診断の有所見率は、毎年全国を上回って推移しており、令和3年の佐賀県の有所見率は61.4%であり、全国の有所見率58.7%と比較して2.7ポイント高い結果となりました。なお、健康診断については、実施だけではなく、適切な事後措置を行うことで有所見率の改善に向けた取組が求められています。

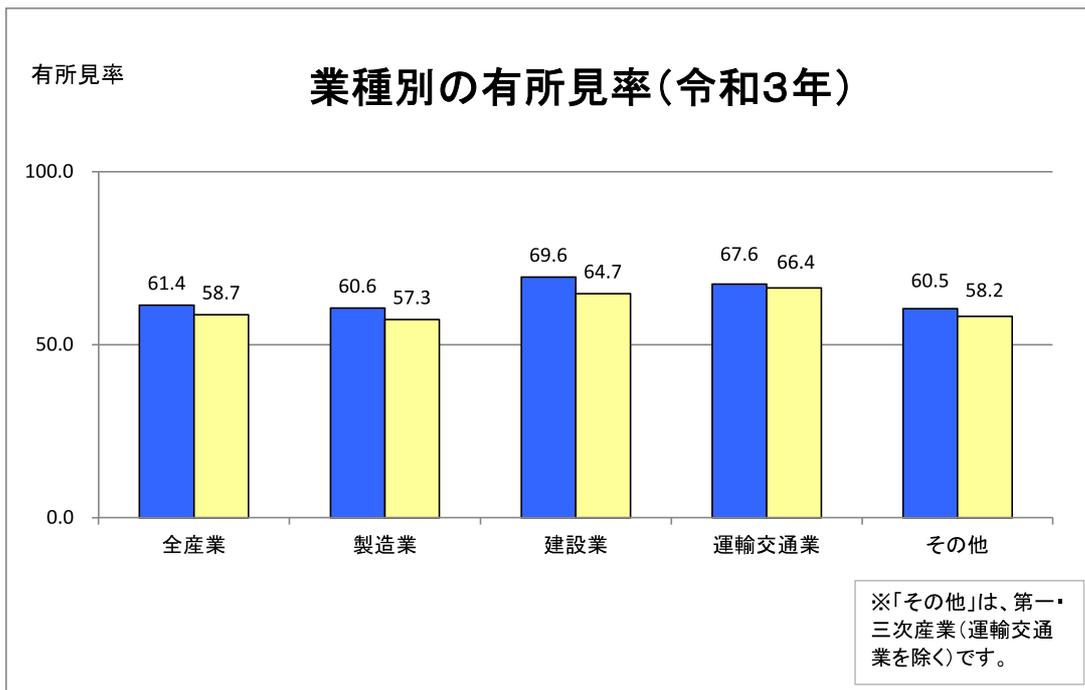
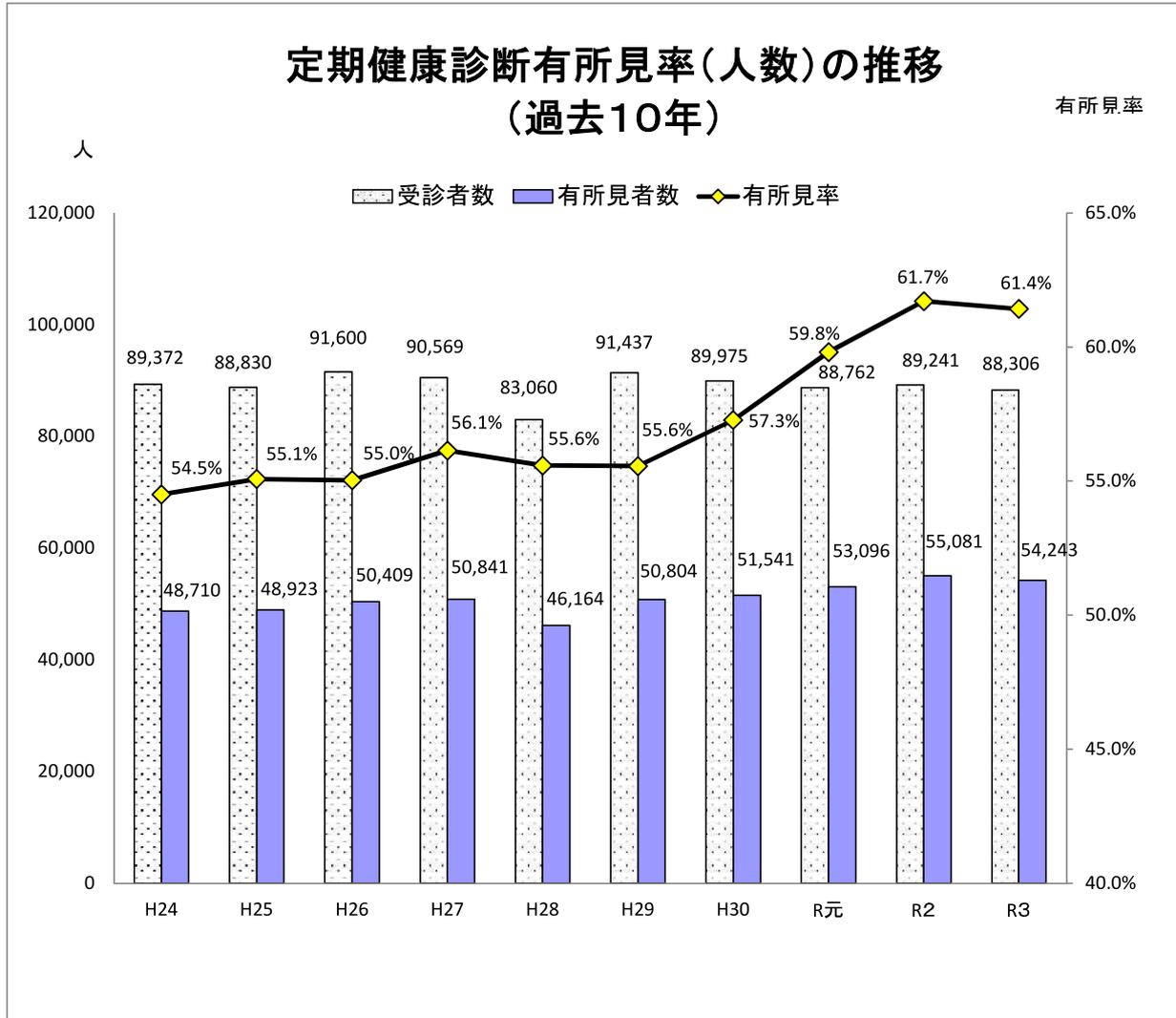
2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償状況(全国)

別添 3

- ① 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（脳・心臓疾患）による労災支給決定件数は、令和3年度は172件(全国)であり、令和2年度の194件と比べて22件の減少となりました。
この脳・心臓疾患を予防するためには、その機序となる脂質異常症や、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、適切な事後措置を行い、有所見状態の改善を図ることが重要です。特に、「過労死」にもつながる脳・心臓疾患に関する検査項目に着目した健康確保対策を進めましょう。
- ② 令和3年度における「精神障害に係る労災支給決定件数」は、629件(全国)であり、前年度比21件の増加でした。
- ③ 令和3年度の精神障害に係る労災支給決定件数の「出来事の類型別」は、多いのは、○事故や災害の体験（重度の病気、ケガを含む）【98件】、○仕事の量・質（仕事内容の大きな変化等）【140】、○パワーハラスメント【125件】、○対人関係（嫌がらせ、いじめ、上司とのトラブル等）【86件】であった。

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

佐賀労働局



資料: 定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

定期健診有所見率<佐賀県・全国>

【全産業】

